

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成五年労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二号中「前項第二号から第六号までのいずれか」を「前項第二号、第三号、第五号又は第六号」に改め、同項に次の二号を加える。

三 前項第四号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合 三十万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円)

四 前項第四号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目までに生じた場合 一人につき十万円(常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、一人につき十五万円)

(雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第八項を削り、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 施行日前に旧雇保則第百十二条第二項第一号の計画若しくは同項第二号の計画を都道府県労働局長に提出した事業主又は同項第三号イの厚生労働大臣の認定を受けた事業主に対する同項の雇用開発奨励金の支給及び施行日前に同条第四項第一号イの計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する同項の中核人材活用奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法施行規則附則第十五条の九の次に一条を加える改正規定は、平成二十一年七月十日から施行する。

2 この省令による改正後の雇用保険法施行規則(以下「新雇保則」という。附則第十五条の第三項及び第四項並びに雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第六項の規定は、平成二十一年四月一日から適用する。)

(雇用安定事業等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則(以下「旧雇保則」という。)第二百二条の三第一項第三号の届出を行った事業主に対する雇用調整助成金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧雇保則第百十六条第三号の規定により育児・介護雇用安定等助成金を受けることができないこととなった事業主に対する同号の育児・介護雇用安定等助成金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧雇保則附則第十五条第二項第三号の届出を行った事業主に対する中小企業緊急雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧雇保則附則第十七条の七の規定により訓練等支援給付金を受けることができることとなった事業主に対する訓練等支援給付金の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前にこの省令による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する同条第三項第二号の区分による短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている旧雇保則様式第十一号の四による日雇労働被保険者手帳は、新雇保則様式第十一号の四による日雇労働被保険者手帳とみなす。

2 新雇保則第十七条の二第一項第四号の日雇労働被保険者手帳は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

国土交通省令第三十九号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三十六条の二第一項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

国土交通大臣 金子 一義

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の六第三項中「(本邦と外国との間を往來する自動車運送船が発着する埠頭に限る。以下この項において同じ。)」を削り、「埠頭」を「埠頭」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

訓 令

内閣府訓令第二十号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令(平成十三年内閣府訓令第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項の10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9 地域活性化・公共投資臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

10 地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十一年五月二十九日から施行する。

告 示

○法務省告示第二百七十一号

青森市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年七月八日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、青森市役所又は青森地方事務局に照会すること。

平成二十一年六月八日

法務大臣 森 英介

青森県南津軽郡浪岡町大字杉澤字井ノ上三十五番地 石村健次郎

同所六十二番地ノ二 小笠原三三郎

同町大字徳才字福田三十三番地 西村由五郎

同町大字高屋敷字宅社元二十一番地一 岩崎 兼

同所四十九番地ノ二 古村 宗一

同町大字吉野田字樋田七十五番地 佐藤己之助

同町大字長沼字北藤巻二十三番地二 西村 久治

同町大字大釈迦字山田八十一番地ノ一 齊藤彌四郎

同所九十七番地ノ二 倉内佐太郎

同町大字北中野字下嶋田五十五番地 石岡 茂吉

○農林水産省告示第七百六十号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年六月八日

農林水産大臣 石破 茂